

住宅改修に関する Q&A

国から示されている Q&A や本市実例を Q&A 方式でまとめたものです。

ただし、これは例示であり表面上は同じに見えるケースであっても、記載の内容とは状況が異なる場合も考えられます。ご不明な点がございましたら介護サービス課までご相談ください。

1 申請手続きについて

Q1 住宅改修のみを行う被保険者で担当の介護支援専門員がいない場合は、誰が理由書を作成しますか。

A1 地域包括支援センターの職員および以下のいずれかの資格を有する者を理由書作成者として認めています。

- ①介護支援専門員
- ②理学療法士
- ③作業療法士
- ④福祉住環境コーディネーター（2級以上）

この場合、作成者に対し理由書作成手数料として1件につき2,200円（税込み）を本市から支給します。

ただし、上記資格所有者であっても、理由書作成日において居宅介護（介護予防）支援を受けている被保険者の理由書を作成することはできません。この場合は担当の介護支援専門員または地域包括支援センターの職員が作成してください。

Q2 申請書に添付する写真は、どのようなものを撮影すればよいのですか。

A2 工事箇所全体が分かるように撮影してください。

【工事前】工事の必要性が分かるもの。

例) 段差があるため手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの。

【工事後】使用部材がすべて確認できるもの。

コンクリート工事については、固まった後に撮影してください。

Q3 申請書に添付する写真は日付が分かるもの、とのことですが日付機能のないカメラの場合にはどうすればよいのですか。

A3 黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をして、必ず日付を写し込んでください。

Q4 公営住宅の住宅改修を行う場合、住宅改修承諾書は誰に書いてもらえばよいのですか。

A4 県、市の公営住宅担当課に住宅改修の可否についてご相談ください。

Q5 住宅の所有者が亡き夫など死亡している場合、住宅改修承諾書の取り扱いはどのようにすればよいのですか。

A5 住宅改修承諾書の提出は必要ありませんが、申請者本人が固定資産税を納税しているなど名義は亡き夫などであっても実際は本人が住宅の所有者となっていることを申請書に記載してください。

Q6 事前申請を行い許可書が発行された後、支給申請までの間に工事の変更、追加が発生した場合にはどうすればよいのですか。

A6 見積もり段階では予想しえなかった事情等により工事内容を一部変更した場合は、工事内容を変更した理由について、施行業者または介護支援専門員等が住宅改修費工事内容変更届書を作成してください。書式は任意です。「どこをどのように変更したか」が分かるように記載してください。

工事の追加が発生した場合には、基本的には別の案件として取り扱いますので、新たに事前申請をお願いします。

Q7 介護保険住宅改修適用の工事と住宅改修適用外の工事を同時に行う場合の見積書はどのように記載すればよいのですか。

A7 介護保険住宅改修適用分の費用と住宅改修適用外の工事の費用がそれぞれ分かるように記載してください。

Q8 支給限度基準額を超える工事を行った場合の請求書はどのように記載すればよいのですか。

A8 支給限度基準額内の金額で記載してください。

例) 25万円の工事を行った場合は、住宅改修費用 20万円、利用者自己負担額 2万円、支給額 18万円と記載します。(例は1割負担の場合です)

2 工事について

(1) 手すりの取付けについて

Q1 設置した手すりが老朽化したため、既存手すりを撤去し新たに手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A1 単に老朽化したという理由であれば支給対象と認められません。

Q2 本人の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分ではなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には支給対象となりますか。

A2 本人の心身状況の変化に起因するものであれば、手すりの撤去、設置いずれの費用も住宅改修の支給対象となります。ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載してください。

Q3 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もありますが、住宅改修の支給対象となりますか。

A3 支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

Q4 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となりますか。

A4 支給対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

Q5 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象とのことですが、公道に出るまでの間に通行する私道（住宅の敷地内ではない）に手すりの設置や段差解消の工事を行うことはできますか。

A5 私道は道路の一部のため支給対象とはなりません。支給対象となるのはあくまでも「玄関から道路までの通路」です。

Q5 下駄箱や箆箆等の家具に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A5 下駄箱や箆箆等の家具は「住宅」ではなく「家具」であり、安全面からも手すりに加重した際に倒れる危険性があるため支給対象と認められません。

ただし、壁に固定されており動かさない場合（住宅と一体となっている場合）は住宅の一部として支給対象と認めます。家具に手すりを設置する際は理由書もしくは添付する写真に固定されていることを記載の上、安全面にも問題がないことを詳しく記載してください。

(2) 段差の解消について

Q1 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A1 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。

Q2 玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする（段数を増やす）工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A2 玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。

Q3 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となりますか。

A3 式台については、取付け工事で固定したものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、取付け工事をせず持ち運びが可能なものは対象外となります。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

Q4 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

A4 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q5 段差の解消のため敷居を撤去した結果、扉と床の間に隙間が生じた場合、既存の扉の長さ等の加工（ドアノブ位置の変更を含む）、または扉の取替え及び壁又は柱の改修工事については支給対象となりますか。

A5 段差の解消に伴う付帯工事として支給対象となります。

Q6 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A6 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

Q7 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うことが可能ですか。

①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。

②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事

③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A7 ①から③いずれも住宅改修の支給対象となります。

Q8 高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象となりますか。

A8 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱うので、住宅改修の給付対象となります。申請の際は、現在の浴槽の深さ、浴室床から浴槽の縁の高さと改修後の浴槽の深さ、浴室床から浴槽の縁の高さが分かるように記載してください。

Q9 洗濯物を屋外に干す場合など、道路までの通路以外での出入りを容易にするために段差の解消工事を行った場合は支給対象となりますか。

A9 洗濯物を干すなど、日常生活に不可欠であり、その動作を行うことで自立支援を促す効果があると考えられるものについては、居室間以外（道路までの通路以外の屋外等）への段差の解消や手すりの設置も支給対象となります。

ただし、理由書に工事の必要性について詳しく記載してください。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更について

Q1 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

A1 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q2 通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となりますか。

A2 いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q3 滑り防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となりますか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となりますか。

A3 いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。ただし、カーペットを貼り付けず床に置くだけの場合は支給対象となりません。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪かったりするとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意してください。

(4) 引き戸等への扉の取替えについて

Q1 扉そのものは取り替えず、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A1 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。

具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q2 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

A2 引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

Q3 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A3 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q4 屋内、屋外ともに移動は車いすのみであり、日常生活動線上を車いすでの動作に適したものに改修したい場合、車いすでの出入りのために間口を拡大し既存の引き戸を三枚引き戸に取り替える工事は支給対象となりますか。

A4 利用者の身体状況に基づいた工事であれば「扉の取替え」として支給対象となります。ただし、身体状況に基づき「間口を拡大し既存の引き戸を三枚引き戸に取り替える」必要性を理由書に記載してください。

Q5 トイレを利用する際、入口が狭く車いすが入らない場合、通常は開き戸から引き戸に変更することで車いすが入るようになりますが、間取りによっては引き戸への変更ができない場合もあります。その場合、開き戸の袖壁を撤去して入口を拡張し、拡張した大きさに合わせて開き戸を設置する対応は住宅改修の支給対象となりますか。

A5 利用者の身体状況と住宅状況に基づいた工事であれば「扉の取替え」として支給対象となります。ただし、引き戸への変更ができないことを理由書や写真、図面に詳しく記載してください。

Q6 車いすで出入りをするために既存の扉を撤去し、間口を拡大してカーテンを取り付ける場合は支給対象となりますか。また、カーテンレールの取付け工事も支給対象となりますか。

A6 利用者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況を考慮した上での工事であれば支給対象となります。また、カーテンレールの取付け工事も付帯工事として対象となります。ただし、カーテンに交換する必要性を理由書に記載してください。

Q7 「福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項についての第二の2にある引き戸等の扉の取替えについて、費用が低廉に抑えられる場合のみ新設を認めるとありますが、身体状況、住宅状況を優先して扉を新設することはできますか。

A7 「引き戸等への扉の取替え」は従来、扉位置の変更等を含めて扉の取替えとされてきましたが、引き戸等の新設により扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ支給対象となります。

その場合は「引き戸等の新設」の場合と「扉位置の変更等」の場合、両方の見積書を提出してください。

身体状況、住宅状況を優先してもともと扉がなかった場所に扉を新設する場合は支給対象とはなりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

Q1 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A1 ①は支給対象となります。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。質問のように本人に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。申請時に現在の便座の高さと取替え後の便座の高さが分かるように記載してください。

③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q2 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となりますか。

A2 「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合は住宅改修の支給対象となります。

ただし、既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、洗浄機能等のみを目的としているのならば住宅改修の支給対象とはなりません。

Q3 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

A3 腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q4 洋式便器等への便器の取替えに伴い仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は支給対象となりますか。

A4 仮設トイレの設置は支給対象とはなりません。

Q5 便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認められていますが、具体的にはどのような工事を指しますか。

A5 和式の水洗便器を洋式の水洗便器に取り替える、洋式の水洗便器の向きを変える等の工事の際に、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

(6) その他

Q1 要介護認定申請前に着工した住宅改修工事は支給対象となりますか。

A1 支給対象とはなりません。また、事前申請を行わずに着工した工事も支給対象とはなりません。

Q2 要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。

A2 申請中であっても事前申請を行い、工事に着工することはできます。その際は、必ず一次判定の介護度が判明した後に事前申請を行ってください。

ただし、認定結果が「非該当」となった場合は介護保険の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担となります。また、給付費の支給は認定結果が判明した後に行います。

Q3 住宅の新築は住宅改修と認められていませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付けるなど介護保険住宅改修対象の工事を行った場合は、給付対象となりますか。

A3 竣工日以降に工事に着工する場合は住宅改修の支給対象となります。

Q4 賃貸住宅（公営住宅）の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となりますか。

A4 住宅改修の支給対象とはなりません。

Q5 賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

A5 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は居室内に限られますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、被保険者本人の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能です。その場合は支給対象となります。

ただし、住宅の所有者が恣意的に、被保険者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されますので、被保険者本人の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。

Q6 分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

A6 賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。

Q7 家族が大工を営んでいて、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができますか。

A7 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされています。この場合も、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とします。

Q8 本人が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

A8 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q9 現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、住宅改修を行うことができますか。また、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を退去する場合はどうですか。

A9 入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えますので、事前に市を確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えありません（退院しないこととなった場合や死亡した場合は申請できません）。

特別養護老人ホーム等の介護保険施設を退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものですが、同様に取り扱います。

Q10 ショートステイを長期利用していて自宅には月に数日戻る場合、自宅に戻った時のために住宅改修工事を行うことはできますか。

A10 ショートステイ利用中であっても在宅扱いとなるため制度上住宅改修は可能ですが、月に数日のみ自宅に戻る場合は生活の拠点がショートステイにあると考えられます。事前申請の前に住宅改修工事の必要性について市に相談してください。

Q11 在宅の要介護者が住宅改修を行い、着工後に容体の急変等により入院し、退院の見通しが立たない場合には、住宅改修費の取り扱いはどのようになりますか。

A11 要介護者が入院するまでに工事が完了した部分が保険給付の対象となります。

Q12 在宅の要介護者が住宅改修工事着工後、完了前に死亡した場合には、住宅改修費の取り扱いはどのようになりますか。

A12 本人死亡時までには代金の支払いが済んでいるかどうかに関わらず、工事が完了している部分が保険給付の対象となります。この場合、支給申請書には、申請者となる代理人（家族等）宛の領収書を添付してください。

また、工事完了後、代金の支払い前に本人が死亡した場合も同様に取り扱います。

Q13 同一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の取り扱いはどのようになりますか。

A13 住宅改修費は被保険者ごとに支給申請が可能ですが、同時に工事が行われた場合は申請した住宅改修の範囲が重複しないようにします。たとえば、2人の被保険者が共用室の床材を変更した時などは、どちらか一方が支給申請を行います。

また、被保険者が複数名いる場合、20万円×人数分の工事費を按分することはできません。それぞれの被保険者の心身状態に合わせて改修、支給申請を行います。

例) 夫婦2人が被保険者で、車いすを使用している夫が床材変更30万円の工事を行い、妻が段差解消5万円の工事を行った場合。(夫婦ともに1割負担)

夫： $(30\text{万円} - 20\text{万円}) + 20\text{万円} \times 0.1 = 12\text{万円}$ の自己負担、保険給付の金額は18万円

妻： $5\text{万円} \times 0.1 = 5,000\text{円}$ の自己負担、保険給付の金額は45,000円。残り15万円分の住宅改修工事を行うことが可能

Q14 自己負担額の計算において端数が生じた場合の処理はどのようになりますか。

A14 1円未満は切り上げで計算します。

例) 54,321円の工事を行い、自己負担割合は1割の場合

$54,321 \times 0.1 = 5432.1$ 1円未満切上のため自己負担額は5,433円